

第16回教育委員会会議

1 日時 令和2年11月24日 火曜日 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 都島区役所 第4会議室・第5会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
大畑 和彦	都島区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
藤巻 幸嗣	教務部長
渡瀬 剛行	指導部長
山野 敏和	第1教育ブロック担当部長
村川 智和	総務課長
本 教宏	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員服務・監察担当課長
樽本 康隆	教育活動支援担当課長
中野下豪紀	I C T推進担当課長
仲村 顕臣	首席指導主事
中道 篤史	首席指導主事

川本 祥生 政策推進担当部長
松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

議案第112号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する 第三者委員会委員の委嘱及び同委員会への諮問について
議案第113号	大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考について
議案第114号	職員の人事について
議案第115号	職員の人事について
議案第116号	職員の人事について
議案第117号	職員の人事について
議案第118号	職員の人事について
議案第119号	大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案
議案第120号	職員の人事について
報告第40号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する 第三者委員会の設置について
報告第41号	令和3年度予算要求状況について
協議題第33号	大阪市教育振興基本計画について
協議題第34号	部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の 対応について

なお、議案第119号、第120号及び報告第41号、協議題第33号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、また、議案第112号から第118号及び報告第40号、協議題第34号については会議規則第6条第1項第2号により、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（４）議事要旨

議案第112号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱及び同委員会への諮問について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

本事案は、令和元年度に、当時小学校２年生の女子児童が、同学年男子児童からのいじめ行為により長期にわたり不登校となり、令和２年１月31日にいじめ重大事態として市長に報告した事案である。加害児童は令和元年12月に指定外就学により別の学校へ転校したが、被害児童は現在に至るまで不登校状態が続いている。このような状況において、被害児童の保護者から、いじめ防止対策推進法第28条第１項に基づき、学校及び教育委員会の対応の検証及び分析並びに調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置について調査・審議するよう要望があった。

保護者の要望を受け、法及びその調査・審議を行う附属機関について定めている。執行機関の附属機関に関する条例第１条に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会を設置し調査・審議するに当たり、教育委員会から４名の委員を委嘱する。

委嘱する委員について、１人目は清田美夏弁護士。兵庫県弁護士会の方で、兵庫県弁護士会の子どもの権利委員会に所属し、加古川市いじめ対策委員会調査員等を歴任されている。

２人目は曾我智史弁護士。清田弁護士と同じく兵庫県弁護士会に所属する方で、日本弁護士連合会子どもの権利委員会に所属し、神戸市いじめ問題再調査委員会委員、宝塚市いじめ問題再調査委員会委員等を歴任されている。

３人目は山下晃一准教授。神戸大学に所属し、教育制度論が専門で、神戸市教育委員会組織風土改革のための有識者会議座長等を歴任されている。

４人目は吉田圭吾教授。山下准教授と同じく神戸大学に所属し、臨床心理学が専門で、神戸市いじめ問題再調査委員会委員長、加古川市いじめ防止対策評価検証委員会委員等を歴任されている。

委嘱期間は、規則第３条により２年とするが、調査・審議が終了した場合には、その時点で解嘱するものとする。

諮問内容について、１つ目として、本件事案の要望に係る事実関係の調査。２つ目とし

て、本件事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析。3つ目として、調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置。以上について、第三者委員会に調査・審議を依頼し、意見を取りまとめ、教育委員会及び市長宛てに答申いただくよう諮問する。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 確認だけですが、委員の先生方を選ぶ基準というのはどこに書いてあるのですか。

【渡瀬指導部長】 委員の除斥事項ぐらいしかございませんので、特段、選ぶ基準というのはありません。

【森末委員】 第三者委員会規則の2条2項では「学識経験者その他市長及び教育委員が協議して定める執行機関が適当と認める者」となっていますね。

【渡瀬指導部長】 そうです。

【森末委員】 これが根拠といえば唯一の根拠です。保護者の意見を取り入れて、今回は神戸の先生方となっているようですが、これは保護者の意見を尊重するとか、そういうことを定めているように思うのですがいかがですか。

【渡瀬指導部長】 そうです。本市のいじめ対策基本方針に、第三者委員会委員の人選に当たっては、被害児童・生徒の保護者と協議し、了解を得るものとするとされておりまして、できる限り保護者の意向に沿って選任していくという形になります。

【森末委員】 「了解を得るもの」と書いているから、保護者が拒否したら選べないということになるのですか。

【渡瀬指導部長】 この人は入れてほしくないという要望がございましたら、その方は任命しないということになります。

【森末委員】 逆に、この人を選んでほしいと言った場合はどうでしょうか。

【渡瀬指導部長】 当然その方にもご都合があると思いますので、できる限り、その方を当たってみるということはしています。

【森末委員】 なるほど。いじめ対策基本方針で、そういう形で定められているということですね。今回は神戸の方を選んでほしいというご要望があったわけですね。

【渡瀬指導部長】 大阪市と関係がある方に委員を委嘱することは避けてほしいというご要望がございましたので、他府県の第三者委員会経験者を提示いたしました。

【森末委員】 そうすると、今回挙がっておられる方については、保護者に対して、こ

ういう方を選びますがよろしいですか、という話をしているわけですね。

【渡瀬指導部長】 そうです。

【森末委員】 分かりました。 これは、以前に審議した教育委員会が設置する常設のものとはまた別ですね。保護者としては、あくまでこの重大事案についてはこちらの市長部局等が設置する委員会を求めると、保護者のほうの意見が尊重されるということでしょうか。

【渡瀬指導部長】 今回の場合は教育委員会事務局が事務局となっていますけれども、おっしゃるとおり保護者のご意見に沿った形で委員は選任されているということです。

【森末委員】 そうですね。要するに市長と教育委員会が両方で設置する附属機関で、これについてはそれだけ保護者の意思を尊重する、ということですね。常設で設置する第三者委員会については、これをつくるということと、それは常設の委員としてお願いしている先生方から選ぶ、こういうことですね。

【渡瀬指導部長】 そうですね、そういうふうになります。

【森末委員】 分かりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第40号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の設置について」を上程。

山野第1教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、市立小学校におけるいじめ重大事態に係る第三者委員会の設置についてである。

当時小学校5年の女子児童が、令和元年9月24日にマンションの敷地で転落し、死亡した事案である。当該児童が残したメモにいじめがあったことを示唆する記述があったことから、9月27日にいじめ重大事態として市長に報告を行った。

これまでの対応については、学校は本件事案発生後から調査を行ったが、本件事案におけるいじめ行為に関する具体的な情報は得られなかった。教育委員会は、当該児童保護者に学校での調査と並行して第三者委員会による調査を提案したところ、保護者からまずは学校での調査を進めるよう要望があった。この要望を受け、学校ではこれまでアンケートなどによる情報収集に努めたが、現在のところ新たな情報は得られていない。

この間、教育委員会は当該児童保護者の意向に沿って、いじめ行為の調査と学校・教育

委員会の対応検証を分けて進めることを提案し、一旦は保護者の了解を得たところであるが、去る10月に市長部局を事務局とする第三者委員会で調査を実施してほしいという旨の要望を受けたところである。

今後の方針について、当該児童保護者の意向を受け設置される第三者委員会の調査に積極的に協力していく。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 本件の第三者委員会と先ほどの議案の第三者委員会は同じではないのですか。

【山野第1教育ブロック担当部長】 先ほどの案件につきましては、いじめ防止対策推進法第28条第1項で、学校または学校の設置者が設置する第三者委員会という形でしたので、どちらかというと教育委員会が主導する第三者委員会という形になっております。

今回の件につきましては、当初は学校内、教育委員会で調査してほしいということだったんですけれども、今までの調査の中でもなかなか出てこないということであれば、市長直轄での調査をご希望されたということでございます。ですので、条例としては同じ条例の規定ですけれども、主導するところが違ってくるということでございます。

【森末委員】 執行機関の附属機関に関する条例で、市長及び教育委員会というふうに書かれている分の機関が先ほどの分で、今後、別の欄があって、市長直轄の第三者委員会の欄があるのですか。

【山野第1教育ブロック担当部長】 事務局を担いますのが、教育委員会事務局のほうで担うのか、それとも人事室のほうで担うのかというところで分けをさせていただいているといったところはございます。

【森末委員】 そうすると、この条文は。

【山野第1教育ブロック担当部長】 条例の規定としては一緒です。

【森末委員】 執行機関が市長と教育委員会となっていて、附属機関が、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会となっているんですが、この中で2つに分かれるんですか。

【山野第1教育ブロック担当部長】 保護者の意向というところもございますので、教育委員会が全く関わってほしくないということがある中で、教育委員会が事務局になるということが難しい場合については、人事室のほうにお願いをしているという形ではござい

ます。

【森末委員】 それは構わないのですが、そうすると、条例の中で書き分けが必要ではないですか。

【山野第1教育ブロック担当部長】 市長及び教育委員会という共同の設置者等がございますから、事務手続上の問題として関わるか、関わらないかということですので、条例の規定としてはこの条文を使い、携わる人間が色分けされるというものです。

【森末委員】 これは条文どおり共同設置だと考えていたのですが。

【山本教育長】 実態的には保護者の意向で、市長部局に置いてほしいと明確に言われる場合、また教育委員会で構わないと言われる場合、また、両方で力を合わせてやってほしいと言われる場合、それぞれに応じる形にはなっているんだと思いますね。

【森末委員】 一度少し整理を検討してみてください。

【山野第1教育ブロック担当部長】 はい。

報告第41号「令和3年度予算要求状況について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育委員会事務局の予算要求額については2,356億5,615万円で、前年度比で205億6,398万円の増となっている。

新型コロナウイルス感染症緊急対策関連経費について、1点目、スクールサポートスタッフ配置事業では、教室内の換気や消毒作業等の感染症対策に取り組んでいく必要があり、それらの業務を担うスクールサポートスタッフを全校に配置することで、コロナ禍における教員の負担を軽減し、本質的に担うべき業務に専念できる体制を整備する。なお、緊急対策経費として、別途重点予算でスクールサポーターを配置する学校以外の277校の配置経費を計上している。

次に学力向上支援サポーター配置事業では、令和2年度の長期に及ぶ学校休業による学びの遅れに対し、令和3年度も引き続き学びの保障実現に向けた様々な取組を行う中で、児童・生徒の取り残しを防ぐために、授業中のきめ細やかな指導を図るTT指導や放課後学習等の実施など、学級担任の補助等を担う人員として学力向上支援サポーターを全校に配置する。

次に学校教育ICT活用事業では、新型コロナウイルスの感染拡大による学校休業等の事態に備え、令和2年度に整備する1人1台の学習者用端末を用いて、家庭と学校との双

方向通信などのオンライン学習等の支援を進めることとしているが、Wi-Fi環境等の通信環境が整っていない世帯ではオンライン学習等が困難であることから、これらの世帯にモバイルルーターを貸与し、通信環境を整備する。

次に感染症対策のための衛生環境整備支援事業では、学校教育活動における新型コロナウイルス感染症対策として必要となるマスクや消毒液などの保健衛生用品を整備する。

総合生涯学習センター等の指定管理者制度導入施設運営費では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用料収入の大幅な減収が見込まれる指定管理者制度導入施設の減収分を補填する。なお、補填額については指定管理者と協議を行い、収支差額確定後にその実績に応じて補填することとする。

次にキッズプラザ大阪への支援について、キッズプラザ大阪は本市の示す幼児教育施設としての枠組みの下で、運営事業者の自主事業として実施している施設であり、平成29年度以降、運営補助金に依存せずに収支均衡で運営を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用料収入の大幅な減収が見込まれ、同施設の存続が危ぶまれる状況である。今般、施設の機能維持の観点から、感染症拡大の影響に伴う収支差額を補助する。

なお、給食費無償化の令和3年度における取組の内容については、現在調整中である。

続いて、教育振興基本計画の最重点目標ごとの主要事業について、まず「子どもが安心して成長できる安全な社会の実現」関連のうち、適応指導教室の設置モデル事業及び不登校特例校設置に向けた調査研究では、不登校児童・生徒の学習の場を提供する適応指導教室を、令和3年度は2か所増設する。また、将来、不登校児童・生徒が学籍を移して、特別に編成された教育課程に基づく教育を行う不登校特例校の調査研究授業にも取り組む。

続いて「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」関連のうち、学校教育ICT活用事業では、令和2年度に1人1台の学習者用端末環境を整備したことから、令和3年度はICTを効果的に活用した適切な教育の推進を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。1人1台環境を活用した児童・生徒の情報活用能力の育成には、教員のICT活用指導能力のさらなる向上が必要となることから、令和3年度はICT教育アシスタント等による支援体制を充実する。

次にスマートスクール次世代学校支援事業は、校務系システムと学習系システムにそれぞれ蓄積されているデータをシステム連携させ、データを可視化することにより、教育の質の向上を図る。1人1台の学習用端末を用いて、児童・生徒がいじめアンケートや相談

の申告を記入できるシステムを新たに構築し、いじめに悩む児童・生徒が家庭などで周囲を気にせず記入できる環境を整備する。

新たなものとして、仮称であるが新大阪市総合教育センター建設事業では、教育委員会、大学等が連携・協働するシンクタンク機能を併せ持つ新大阪市総合教育センターを、大阪教育大学の天王寺キャンパスに合築で整備することとする。これにより、連携・協働がより密となり、相乗効果の増大を見込んでいる。

施策を実現するための仕組みの推進関連では、部活動指導員活用事業について、配置部数を280部から320部に拡大して実施する。

学校体育館への空調整備の運用経費では、危機管理室が災害時の防災拠点となる中学校体育館に空調整備を行っており、平時において、教育現場における熱中症対策の観点から、空調を使用することとしている。令和3年度中に127校に設置され、令和4年度に全中学校への空調整備が完了される見込みである。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 学校教育ICT活用事業で、Wi-Fi環境等の通信環境の整備がありますが、この金額で全ての家庭に通信環境が整備できるという理解でよろしいですか。

【中野下ICT推進担当課長】 5月に家庭環境調査を行いまして、約87%の御家庭はWi-Fi環境等が無制限で使え、13%の家庭には環境がないとの結果でした。そこで、今年度の予算において貸出用のルータを国の予算も活用し整備しましたので、令和3年度は通信費だけを計上しており、13%の分についてはこの金額でカバーできるというふうに考えております。

【大竹委員】 13%の家庭のWi-Fi環境等をつくるということですか。

【中野下ICT推進担当課長】 Wi-Fi環境が御家庭にない場合に、その方にモバイルルータを貸与するという形です。モバイルルータそのものは国の補助事業で今年度買入れますので、以降はランニングの通信費だけとなり、その通信費を計上しています。

【大竹委員】 そういう意味では、これで一応全家庭にWi-Fiの通信環境は整備できたという理解でいいですね。

【中野下ICT推進担当課長】 そうです。

【平井委員】 教育系の専門学科を有する新高校を設置し、令和4年4月に開校とありますが、先般、文科省が高校を再編して仮称ではありますが、地域探究科や学際融合科と

いった新しい学科を加えていくという案が出ていました。ということは、令和４年にこの教育系の専門学科を設置しておいて、さらにもう一度再編しなおすということになります。文科省の動きを注視しておかれたほうがいいと思います。

もう１つは、ＩＣＴの活用事業です。国においてＧＩＧＡスクール構想に対応するサポーターを各自治体に落とし込むということと、それから大学の教員を、個別の小中校に活用してくるというのが出ていると思います。それはこの中にも入っているのですか。

【中野下ＩＣＴ推進担当課長】 国の補助事業は活用する方向で考えております。

【平井委員】 現場サイドでオンラインやＩＣＴというツールを使いこなせないという現状があれば、文科省は各自治体に協力していこうという流れなんですよ。

【中野下ＩＣＴ推進担当課長】 そうですね。その補助事業を活用しようと考えている。

【平井委員】 だから、ＧＩＧＡスクール構想サポーターとか、大学教職員を活用して、現場の小中高の教職員に協力してもらうという意味で理解したらよいのです。

【中野下ＩＣＴ推進担当課長】 現場の支援については国の補助事業を活用していこうと思っています。大学教員や、民間活用についてはまだこれから検討してまいります。

【平井委員】 現場サイドで問題なのは、ツールはこれで整うのだけれども、オンラインによる対話授業のハイブリット化、現実問題として、それができる学校がどれくらいあるのかということです。その率を上げなくてはいけないから、現場サイドに何らかの形でサポーターを入れていくということは必須条件だと思います。

【中野下ＩＣＴ推進担当課長】 支援員を37名に増員しまして、現場を巡回して支援していく手法で考えております。

【平井委員】 37名という人数で大丈夫でしょうか。

【中野下ＩＣＴ推進担当課長】 学校によって、ＩＣＴ拠点校のような形で既に大分進んでいるところと、まだこれからのところがありますので、メリハリをつけながら、学校を順番に回って支援していこうと思っています。

【平井委員】 懸念するのは新型コロナウイルスの感染拡大です。また長期休校とか、あるいは入試が実施できないとか、教育活動が停止するようなことが起きた場合、オンラインを活用した実践はどうしても必要だと思います。そのときに、公立も私学もそうだと思いますが、適切に使いこなせる教員は現段階では少ないと思います。極論を言えば、１校に１人が張り付くくらいの形にしないといけないのではないのでしょうか。

拠点校をつくるというのは、その拠点校にとってはプラスなのですが、それ以外の学校

はどうなるのかということがあります。新型コロナが再度感染拡大してしまったら、そこも少し考えたらどうかという意見です。

【中野下 I C T 推進担当課長】 分かりました。

【栗林委員】 私もかなり教員養成では困ってしまっていて、平井先生のおっしゃるとおりだと思います。ただ国がいう、例えば大学の教員や知見を持った経験者を学校に配置していくということについて、現実的ではないと思います。大学教員で情報の専門家というのはいませんが、学校教育の中で役立つような知識を持っている人がどれだけいるのかと。非常に少ないんですよ。実際には国が言っているようには僕はならないと思っています。

私の大学でも教員養成の方でそういったことが必要になっていますが、入れているのはほとんどが企業です。企業の協力というのはこれから非常に大きな役割を果たすと思います。そういう関心を持っている人は企業の中にもおられますし、こういったことに協力していかなきゃいけない、そういうマインドを持っておられる企業は結構あります。

御指摘のように、ルーターといったものを整備するだけでは、情報関係は進まないの、やっぱりそういう人をどう調達していくのかというのは国の大きな課題だと思います。

【平井委員】 もちろん企業が中心になっていくと思われそうですが、活用できる人材は最大限に活用していくということができればと思いますね。

【森末委員】 新・大阪市総合教育センター（仮称）建設事業についてですが、予算は3,500万となっていますが、これは調査費ということですが。

【川阪総務部長】 基本設計費です。

【森末委員】 分かりました。これ、教育大学の敷地の中に合築で整備するとなっているんですね。敷地については、これは借りるのですか。

【川本教育政策推進担当部長】 今のところ期限は付していない賃貸の予定です。

【森末委員】 分かりました。

【大竹委員】 校長の裁量経費についてですが、例えば学校から上がってくる、これぐらい欲しいという要望額と、今回のこの5億7,223万円との間にはどれぐらいの差があるんですか。

【川本教育政策推進担当部長】 基本的な経費は大体1校当たり3,000万円ぐらいを配当しております。それ以外に、特色のあることをしたいという際に追加で要請する制度が、この校長経営戦略支援予算であり、申請してもらうことになりますが、これも上限が決まっています。最高500万円です。これまで運用していましたが、なかなか500万円まで行くよ

うな申請はあまりございません。

【大竹委員】 学校に視察に行ったときにも、裁量経費がもっとあるといいという意見も聞きましたので。昨年と今年とやっているけれど、前例踏襲主義みたいな枠組みになっているので、どれぐらいのギャップがあるのかと思ったところです。そうすると、各校長もこれぐらいではないかと思っているところでしょうか。

【川本教育政策推進担当部長】 これまでのやり方が、申請をして採用されないというのがあり、それが不評でした。何年かの計画的な運用ができないということがありましたので、最高で500万円配当されるという手法については廃止いたしました。

協議題第33号「大阪市教育局振興基本計画について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育振興基本計画について、9月の総合教育会議において、今年度末で4年の期間を終了する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、期間を1年延長することと、原則個別の修正としながらも、現行計画に掲げる施策の推進に向けて、総合教育会議で議論された内容について変更していくという旨の説明を行った。

本日の説明は9月の総合教育会議で議論されたいじめ問題行動に対応する制度の活用や、ICTを活用した教育の推進、健康教育の推進、この点について変更した内容についてである。

まず、計画案が第1編と第2編で構成されており、第1編の基本的な考え方について、期間を令和3年度まで延長と記載し変更している。

いじめ問題行動に対応する制度の活用については、いじめ重大事案への対応について、市会でも議論をされたことも踏まえ、大阪市のいじめ対策基本方針についての理解を深めるための研修、これを引き続き実施していくことを記載している。いじめ重大事案の発生直後に必要な調査を開始できるいじめ第三者委員会の常設化ということを記載している。

問題行動の1つである不登校の対応については、今年度教育支援センターを設置、さらに不登校特例校などの研究を進めるということで、不登校支援についての施策の充実を示した。

ICTを活用した教育の推進については、1人1台の学習者用端末を活用して、デジタルドリルの活用など個別最適化された学びを推進する。また1人1台端末の環境を活用して、生活指導の状況や出席状況、保健室の来室状況等を可視化できるダッシュボードの活

用、いじめのアンケートの電子化といったいじめ対策を進める。

健康に関する問題については、新型コロナウイルス感染症についての対応を記載している。

そのほか、事務局の4ブロック化について、また学校配置の適正化のところは、昨年度、新たに学校活性化条例を改正したので、学校適正配置の基準と進め方について記載した。

この内容で変更し、議決をいただいた上で、市会に提出していく。

議案第113号「大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

去る10月27日に議決いただいた令和3年度の教員採用選考テストの合格者決定に誤りがあったことから、改めて諮るものである。

中学校特別支援学級の合格基準点は、中学校の各教科における平均点を使用するところ、誤って中学校特別支援学級の教科全ての筆答テストを合算して算出した平均点を使用していたことが判明した。

また、改めて中学校における特別支援学級の見込み数を確認したところ、直近の学級数の見込みが反映できておらず、必要となる合格者数が不足することが判明した。

本来、必要となる合格者数を確保するため、事務局としての合格基準点の考え方として、まず、本来の考え方である中学校各教科の平均点7割の合格基準点を設定した上で、必要となる合格者数が不足するといったことから、従前の例にならい、4割に合格基準点を引き下げ、新たに19名を追加合格としたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 合格基準点を下げることで、筆答選考の点数が低かった方を追加合格するというのですが、能力面等、どのように補っていかうとお考えでしょうか。

【本教職員人事担当課長】 特別支援教育の性質上でいいますと、子どもの特性を捉えた指導の仕方が必要になりますので、採用後の研修をもって補っていきたいと考えております。

【平井委員】 特別支援学級が増加する見込みということですが、今後3年から5年で、この数というのは増加し続けていくのでしょうか。

【本教職員人事担当課長】 やはり年々、増加していくのが実情です。

【平井委員】 子どもたちがこれだけ多様化すると、増加する可能性が高いですね。そのときに、問題となってくるのは研修体制。だから、そのO J Tの捉え方をしっかり明記しないといけません。教員の場合、オン・ザ・ジョブ・トレーニングという形の中で、成長させるのが一番現実的と思っています。しかしながら、働き方改革もある中で、現場の教師も忙しいですし、管理職もフル回転です。実際、可能なのかどうかという問題がありますよね。

【本教職員人事担当課長】 実際のところそういった問題がありますので、インクルーシブ教育推進担当でも力を入れてもらっているのがこの数年間の実情でございます。今回、採用前にインクルーシブの研修も、eラーニングでやっていこうと考えております。

【平井委員】 上がってくる児童・生徒の事案が数年前とは様相が異なってきています。経験値で指導できるというレベルではなく、想定外のことが起きています。現場でどのように回せばよいのかということが日々起きているので、それを心配しています。そういった部分を教育委員会事務局がフォローしなくてはいけないと思います。現状に即して、採用した教員をどうやって育てるかということを“見える化”してほしいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第34号「部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

今年度も既に部活動指導中の暴力行為等が発生をしていることから、発生防止対策を強化するなど、本規定を再度改定するため協議する。

現在の規定に追加を考えている内容について、まず、部活動指導中に暴力行為と併せて身体接触を伴う行為が発生していることを踏まえ、セクハラ行為についても対象として加えたい。また、暴力行為等が判明した際に、直ちに当該教職員を部活動顧問から外すこととしており、加えて、当該校における全ての部活動において、指導方法の確認や部活動顧問への研修を学校長が行うこととしたい。

また、処分確定後には、原則として1年以上部活動顧問に復帰させないこととしているが、処分を決定する際に、過去の処分例や、行為の態様などを基に、復帰時期の目安について、委員の意見を伺い、処分発令時に当該教職員に伝えることを考えている。

次に、部活動顧問への復帰に際しては、被害生徒等の受け止めを考慮することが大前提であるが、勤務校を異動することや他種目での部活動指導を行うことなどにより、当該教職員の部活動指導に対する不安感が軽減されることも考えられる。一方で、当該教職員を引き続き当該校での部活動顧問として復帰を望む場合、学校長による人材育成計画や人員配置等の校内諸事情を考慮する必要もあることから、それぞれの事案ごとに、事務局職員が学校長とよく調整を行い、教育委員へ当該教職員が部活動顧問復帰後も当該校で暴力行為等を起こさないと信頼していただけるよう説明を行う。

なお、部活動顧問復帰後に再び部活動指導中の暴力行為等を行った教職員は、本市在籍中にはいかなる部活動指導にも一切関わることを禁止としたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 当該校における全ての部活動の再点検や、指導方法の確認、顧問に対する研修の実施とありますが、これは記録として残すのでしょうか。

口頭で行った場合は、説明責任が果たせないのではないかと思います。クラブ活動というのは、顧問によって温度差が出てしまう。ある一定の指導で温度差は解消されるのかもしれないけれど、現実的なことを直視する必要があります。保護者が一番知りたいのは、安心・安全です。うちの子は学校に行って、安心してクラブをやっているのか、勉強しているのかということですね。そのためには説明責任と、合意形成ということが必要であって、合意というのは、生徒、保護者、それから教職員の関係だと思います。

従って、教育委員会事務局のほうでフォーマットを作るなどして、極端な負担が増えないような形で記録に残すのがよいと思います。

部活動における暴力事案の完全解消はなくなっているのが現状です。その起きる経緯を細かく見れば、様々な要因がありますよね。保護者からどうしてくれるのですかと言われると、通常、休部というところからスタートして、実態把握、具体策ということになるのですが、今後、二度と起こさないための具体策提示と説明責任、合意形成が最も大切なのではないかと思います。

【栗林委員】 暴力行為ははっきりしてはいますが、暴力行為等の「等」の中に、例えば暴言とか、顧問としては指導したつもりなのが、受け手にとっては非常に傷つけられたというようなことが実際に起こってきますよね。そこは、保護者も含めて、こういうことは暴言に当たるので慎むようにといったことを、具体的な事例を挙げて示し、お互い

が合意の上でクラブ活動をやって、そこで違反があれば処置するという枠組みを作っていたほうがいいと思います。

【大竹委員】 処分確定後の対応ということで、1年以上顧問への従事は不可というのはこれまでどおりですが、処分決定時に復帰時期の目安を提示というのは、こういった意味でこれを必要とされているのでしょうか。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 行為の対応については、処分のときに確定していると思われ、そうすると顧問への復帰までの期間の1年以上というのが、1年以上なのか、2年に近いものなのか、さらに長期なのかということもある程度あるのではと考えており、あらかじめそれをお聞きしておくほうが、その間の研修等、進めやすいのではと入れさせていただきました。

【大竹委員】 ただ、復帰時期というのは、復帰の条件ということと絡むのですが、復帰の条件を見て行えばそれでいいということで、あまり処分決定時に、顧問が実際に色々な研修を受けて、これからどうなるかが分からないときに、復帰時期というのはかえって決めにくいのではないかなと思ってしまうのですが、それは本人に伝えるわけではないんですか。

【松井教職員サービス・監察担当課長】 我々が思っていたのは、本人にもそういう意見があったと伝え、期間が長い場合はそれだけ反省を示す必要があるということを示すことになると思い、皆様にご意見を伺いたいと思った次第です。

【大竹委員】 体罰などの内容によって何年の経過観察の結果を見て、条件があったら復帰してもいいですよ、というのも、何か決めにくいというか、基準がかえって……。処分時に復帰時期の目安と言われると、何か決めにくいなという感じはしますけどね。

【山本教育長】 基本的には1年を原則として考える。それが逆に半年で戻ることはない。それが本当にいいのかどうかは分からない。例えば暴言で、前向きさもあるけれども、その言葉の使い方に少し気持ちが入り過ぎた者が、本当に復帰まで1年必要なのかどうかというね。だから、客観的な処遇の目安として、懲戒処分基準としてあるような目安をつくっておいて。

基本的には、教育活動への参画という意味でいうと、マンパワーとして活用していくという基本方針があれば、原則1年であれば1年であるし、相当な加重的な違反行為という場合には、1年を超えるという形で、それについて教育委員会でどれくらいの期間とするのかを議論をしていく。そういうものを作っておけば、初めての行為の場合には、それを

目安にして、熱心だけれども行き過ぎずに頑張っていくというものとして教員に示すというのは、それは分かります。

ですので、懲戒処分基準では複数回行った場合はどうなる、という形があるわけですから、指導から外すという行為についても客観的に見て、予防効果としてちゃんと効果を発するような形で整理して示していくことが必要かと思います。

【大竹委員】 逆に言うと、被害生徒や保護者をはじめとする関係者の受け止めということが重要ですので、いくら処分時に復帰時期の目安を言っても、どうかと思います。要は1年の間に研修を受けて、生徒や保護者から復帰してもよいということになればその都度ということで、結果としてまだ早いのではということがあれば、そのときに決めるというほうがスムーズな感じがします。

【森末委員】 処分確定後の対応について、目安がどうかというところもですが、問題が2つぐらいあると思うんですね。

原則として1年以上としています。教育委員会会議において、この間復帰にかかる議案が上がってきた際に、これだけ態様がひどいのであれば、復帰はちょっとどうかという話がありました。それもあるので、最初に1年ではなくて、2年、3年と示したいという気持ちは分かりますが、大竹委員がおっしゃったように、確かに難しいというのもある。

そうすると、問題は、現在の規定の復帰に関する項目に、行為の重大性についての記載がないことなんですね。事案への反省とか、理解とか、決意とか、生徒への日々の接し方などではありますが、復帰するときには、行った行為の重大性というのを、やはり加味しなければいけないのではないのでしょうか。

確かにマンパワーを活用したいのは分かりますし、学校内の他の教員から、なぜあの人は指導しないのかという声が上がれば、校長先生もやっぱり申請を上げざるを得ない状況になってくるのでしょうか。ですので、この項目で処理するというのを考えました。

そうすると、そもそもマンパワーを活用したいということであれば、処分確定後の対応の項目で、原則1年以上となっていますが、確かに軽易な場合は、半年でもいいのではないかと。確かに「あほか」と言っただけでも暴言には当たるわけなので。原則としてとするのか、あるいは最短でも1年以上とするのか、そういった議論になるのかなど。最短で1年なら、1年以下は絶対にはないわけなんですよ。そうするのか、あるいは原則として1年で、場合によれば10か月でもいいのかという議論にするのか、今のこの考え方は、1年は最低という考え方ですよ。

【松井教職員服務・監察担当課長】 そうです。

【森末委員】 そうすると、ここは最短として書くべきなんでしょうね。現場がそれでいいならそうすべきですし、教育委員の考え方は多分それで盛り込まれると私は思っています、そんな形の改定をするのかなと思います。

当初、目安としたかったのは、重い人にはあんまり早く復帰はできないということ言っているんだけど、それは部活動への復帰の承認のところでやればいいし、その予見可能性というか、こんな事案ならもう少し長いといった、もっと内部的な基準をつくっておいて、学校のほうに周知させておいたらいかがでしょうか。

ただ、もちろん改悛の情が強くて、本当に大丈夫と思うなら2年にするとか、そういう形で整理したほうが分かりやすい、と議論を聞いていて思いましたので、検討いただいたと思います。

【平井委員】 指導するときに、エビデンスを明確にした上で、課題をどのようにクリアしてもらわないといけないとかを明示する必要があると思います。

【山本教育長】 処分の要素と、今後の活用をしていくという部分を合わせると、各校校長が、事案があって処分がなされれば顧問から外すことは原則でしょうが、そのときに、当該教諭の直近の管理職としてどういう計画を立ててやっていくのか、どういうふうに自分で指導をしていって、また現場への復帰を目指させるのかを判断してもらわないといけないと思います。

前向きで、それなりに指導力もあってということであれば、どういう計画で元へ戻していくか。本当にその教員を活用しようと思うのであれば、各校校長がその教員のいいところと悪いところを見て、こういう形でカウンセリングを受けさせました、こういう形でいろんな活動を見ました、あるいはボランティア参画なんかもしてもらってこういうふうになりましたと、そういうのを言っていただければ非常に合うのかなと思います。

ただ単に切り捨てるだけでは現場的にしんどいのは分かるので、その中身をしていくのかという部分を分かりやすくまとめてもらえればいいのかと思います。だから、そういう意味で、同じ場所で勤務するのが本当にいいのかというのをこの前提案させてもらいました。自分のところが手を放して、別の学校で本来の得意な科目でやらせていくというのはありなのかなと思ったりもしましてね。だから、必ず1年単位とかで切るというよりも、人事異動の時期に合わせて解除していくというのも現実的ではないでしょうか。ちょっと難しいかもしれませんが、いちど整理してみてください。今回、1つの発信をすると

いう部分は本当にいいことだと思います。

【松井教職員服務・監察担当課長】 またいろいろ御意見いただきながら検討したいと思います。

議案第114号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校再任用教諭で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として停職2月とする。

当該教諭は、平成31年2月頃、自身が顧問を務めていたバレーボール部女子部員の腹部を触り不快感を与えたほか、令和元年10月中旬には、男子部員を指導した際、肩もしくは脇腹を蹴り、髪の毛をつかんで立たせるとともに、別の男子部員の頭部をバインダーでたたいた。また、これらの暴力行為について、速やかに管理職に報告することを怠った。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第115「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校首席で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給1月とする。

当該教諭は平成28年8月頃、自身が顧問を務めていた部の部員を指導した際、足を蹴り上げた。また、当該教諭は、指導に際し、身体接触があったことは管理職に伝えたが、暴力行為を行った旨、的確に報告するところ、それを怠った。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第116号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校教諭で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給3月とする。

当該教諭は、平成31年3月頃から令和2年3月にかけて、無断でインターネット環境を

構築し、勤務時間中等にゲーム等を行ったほか、令和２年６月12日に女子生徒に対し不適切な発言を行い、不快感を与えた。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第117号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校主務教諭で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給１月とする。

当該教諭は、令和２年６月11日に、生徒を指導した際、机の脚を蹴ったほか、６月15日にも同じ生徒を指導した際、生徒の胸ぐらを右手で掴んだ。また、これらの体罰行為等について、速やかに管理職員に報告することを怠った。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第118号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、高等学校主務教諭で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、戒告とする。

当該教諭は令和２年１月７日に生徒を指導した際、生徒の臀部を右足で蹴り、めがねケースを頭に押し当てた。また、当該教員に係る処分手続を進めている最中の１月30日にも、別の生徒を指導した際、不適切な発言を行った。また、これらの体罰行為等について、速やかに管理職に報告することを怠った。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第119号「大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案について」及び議案第120号「職員の人事について」を一括して上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第119号、改正の理由について、いじめ第三者委員会の常設化に向けた準備事務等を担う職を設置することによるものである。令和3年4月の第三者委員会常設化に向け、委員の選定、委嘱に係る関係団体との緊密な連絡調整や常設化後の運営体制の構築を図る必要があることから、総務部連絡調整担当課長の設置を行う。

続いて議案第120号、職員の人事について、令和2年12月1日付の人事として、新設する総務部連絡調整担当課長に、総務部総務課長代理の橋本洋祐を昇任の上、充てる。

橋本の後任として、副首都推進局戦略調整担当課長代理の緒方清史を充てる。

また教務部担当係長の補充として、東淀川区役所勤務の辻本英之を昇任の上、充てる。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 新ポストの連絡調整担当課長ですが、第三者委員会常設化についての関係団体等の連絡調整と、こういうことですね。

【川阪総務部長】 はい。

【森末委員】 これが、先ほど話がありました附属機関の市長及び教育委員会で設置する機関のことですね。

【川阪総務部長】 そうです。

【森末委員】 市長による第三者委員会設置を要望された場合には、連絡調整担当課長は関われないのでしょうか。

【川阪総務部長】 そうなります。

【森末委員】 常設化については、弁護士など既に候補者をたくさん選んでいましたよね。市長設置の場合にも、委員をそこから選ぶということは変わらないのですか。

【多田教育次長】 その場合には、常設のお願いしている先生以外の方も選任されることになるかと思います。

【森末委員】 そういうことですか。そうすると、保護者が市長設置を希望された場合には、常設の弁護士等から選んでもいいし、また別に選ぶこともできる形になるんですね。そういう意味では教育委員会が事務として関わるということについては連絡調整担当課長が仕切ると、こういうことで理解していいですね。

【多田教育次長】 ということになります。

【村川総務課長】 ただ、事案が起こった場合の初動調査につきましては、保護者の同意は必要ございません。法的な観点も踏まえ、早期に事実関係を整理するという視点で初

動調査を行えるという利点がございます。

【森末委員】　　そういう意味では、総合教育会議で議論になっていました初動対応ということは、これで担保できるということですね。

【村川総務課長】　　そうです。

採決の結果、議案第119号及び第120号ともに委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
